

2011年8月1日

# ASR 審査登録規則

## ASR Certification Regulations

エイエスアール株式会社  
(ASR Co., Ltd.)

〒103-0011 東京都中央区日本橋大伝馬町 2-7

日本橋第一ビル 4F

電話: 03-3666-8757 FAX: 03-3666-8753

目 次		頁
1.	定義	3
2.	ASR の審査登録業務	4
3.	規則の遵守	4
4.	審査登録に関する情報の提供	4
5.	申請及び審査準備	4
5.1	申請	5
5.2	「申請者」の審査準備	5
5.3	現地審査前の通知	5
5.4	審査チームが実施する業務内容	5
5.5	「申請者」及び「登録組織」の審査時の遵守事項	6
5.6	審査の立会い時の遵守事項	6
5.7	「申請者」及び「登録組織」の報告事項	6
6.	初回審査【品質】	6
6.1	ステージ1審査(文書審査及び現地審査)	6
6.2	ステージ2審査(現地審査)	6
6.3	審査報告書	6
6.4	指摘事項の分類	6
6.5	是正処置	7
7.	初回審査【環境】	7
7.1	ステージ1審査(文書審査及び現地審査)	7
7.2	ステージ2審査(現地審査)	7
7.3	審査報告書	7
7.4	指摘事項の分類	7
7.5	是正処置	8
8	初回審査【情報セキュリティ】	8
8.1	ステージ1審査(文書審査及び実地審査)	8
8.2	ステージ2審査(現地審査)	8
8.3	審査報告書	8
8.4	指摘事項の分類	8
8.5	是正処置	9
9	初回審査(労働安全衛生マネジメントシステム)	9
9.1	ステージ1審査(文書審査及び実地審査)	9
9.2	ステージ2審査(現地審査)	9
9.3	審査報告書	9
9.4	指摘事項の分類	9
9.5	是正処置	9
10.	認証の授与	10
10.1	認証の決定	10
10.2	認証の有効期限	10
10.3	認証の引用	10
10.4	「登録マーク」、「認定シンボル」(JAB)、「認定マーク」(RvA)、「認定シンボル」(JIPDEC)及び「登録 証」の使用条件	10
10.5	「審査報告書」の使用条件	10

10.6	認証の不適切な表明に対する処置	11
10.7	認証の公表	11
10.8	認証事項変更の通知	11
11.	認証の維持及び再認証	11
11.1	一般	11
11.2	定期審査	11
11.3	再認証審査	11
11.4	臨時審査	12
11.5	変更審査	12
11.6	認証の維持、及び再認証の決定	12
12.	登録の一時停止及び取消し	12
12.1	認証の一時停止	12
12.2	認証の取消し	12
12.3	一時停止の処置	12
12.4	一時停止の処分解除の決定	13
12.5	取消しの処置	13
12.6	認証範囲の縮小	13
13.	異議申立て及び苦情	13
13.1	異議申立て	13
13.2	抗議対策委員会による審議及び決定	13
14.	苦情	13
14.1	苦情の審議及び決定	14
14.2	苦情の処理結果の公表	14
15.	機密保持	14
16.	審査登録料金及び費用	14
17.	苦情/コミュニケーションの記録の閲覧	14
18.	本規則の改訂	14
18.1	審査登録要求事項の変更	14
18.2	本規則に基づく通知	14
ASR 審査登録規則 付属書 1 「登録マーク」、「認定シンボル」、「認定マーク」、及び「登録証」の使用条件		15
1. 「登録マーク」、「認定シンボル」(JAB)、及び「認定マーク」(RvA)、「認定シンボル」(JIPDEC)の清刷の提供、表示、使用例、基本色及び使用形態		15
1.1	清刷の定義	16
1.2	清刷の提供	16
1.3	「登録マーク」、「認定シンボル」、及び「認定マーク」の使用例、並びに使用形態	18
1.4	「登録マーク」、「認定シンボル」、及び「認定マーク」、及び、「登録証」の遵守事項	19

ASR 審査登録規則（以下、本規則とする）は、エイエスアール株式会社（英文名は ASR Co., Ltd.以下、ASR と略称）が実施する「品質／環境／情報セキュリティ／労働安全衛生マネジメントシステム」（以下：マネジメントシステムという）認証業務に関し、「申請者」、「登録組織」、及び ASR がそれぞれ遵守しなければならない規則を規定する。

### 1. 定義

本規則で使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 「組織」  
公的か私的かを問わず、独立の機能及び管理体制をもつ企業、会社、事業所、官公庁若しくは協会、組合を言う。
- (2) 「複数サイト組織」  
組織の活動の計画、管理、又はマネジメントを行う特定された中央事務所(中央管理機能)及びそれら活動を全面的に又は一部行う常設の関連事業所(地方事務所又は支店等)のネットワークをもつ組織
  - a) 組織は単独の法人である必要はないが、関連事業者が中央事務所と法的又は契約に基づく繋がりがあり、共通のマネジメントシステムに従っていること。
  - b) 中央事務所は、マネジメントシステムを確立し、運営管理していること。又、全てのサイトは、共通のマネジメントシステムに基づいて継続的に運営管理されること。
- (3) 「マネジメントシステム」  
組織の活動を管理するために、組織がマネジメントシステムの適用規格の要求事項に基づいて構築し、運用しているマネジメントシステム。
- (4) 「申請者」  
ASR にマネジメントシステムの審査を申請しているが、まだ認証されていない組織。
- (5) 「登録組織」  
申請者のマネジメントシステムが、認証の要求事項に適合していると評価され、「登録証」が発行されている組織。
- (6) 「遠隔審査」  
組織とのインターフェイスに、双方向インターネットによる共同作業、インターネット会議、テレビ会議・電話会議、及び/又は組織のプロセスの電子的検証のような技法を利用して遠隔で行う審査。
- (7) 「登録証」  
組織のマネジメントシステムが、ASR に認証された証として、ASR が「登録組織」に対して交付する認証文書。
- (8) 「登録マーク」、「認定シンボル」(JAB)、及び「認定マーク」(RvA)、「認定シンボル」(JIPDEC)  
(注意：労働安全衛生マネジメントシステムは、登録マークのみ)
  - a) 「登録マーク」(付属書1 付図1)  
「登録組織」が使用できるマークで、ASR マーク部および ASR が決めたその組織の登録番号より構成される。
  - b) 「認定シンボル」(付属書1 付図2)  
「登録組織」が使用できる認定機関 (JAB) のシンボルであり、シンボル部、認定プログラム部名称部、及び ASR の認定番号より構成される。「認定シンボル」は、必ず「登録マーク」とともに使用しなければならない。
  - c) 「認定マーク」(RvA) (付属書1 付図3)  
「登録組織」が使用できる認定機関 (RvA) のマークであり、マーク部、名称部、及び ASR の認定番号より構成される。「認定マーク」は、必ず「登録マーク」とともに使用しなければならない。
  - d) 「認定シンボル」(JIPDEC) (付属書1 付図4)  
「登録組織」が使用できる認定機関 (JIPDEC) のシンボルであり、シンボル部、名称部等及び ASR の認定番号より構成される。「認定シンボル」は、必ず「登録マーク」とともに使用しなければならない。
- (9) 「清刷」  
特にことわりのない限り、特定の保存形式及び所定の解像度で作成された「登録マーク」「認定シンボル」及び「認定マーク」の電子的画像データ
- (10) 「認定機関」  
マネジメントシステム第三者認証制度において、認証機関を認定するための機関。ASR が認定を受けている機関は、以下のとおりである。
  - a) JAB：(財)日本適合性認定協会 (品質／環境)
  - b) RvA：Raad voor Accreditatie【オランダ認定機関】(品質／環境)
  - c) JIPDEC：(財)日本情報経済社会推進協会 (情報セキュリティ)
- (11) 「運営委員会」  
ASR のマネジメントシステム認証業務の公平性及び透明性を確保するために、認証業務の基本的事項を審議、決定する委員会。委員は、特定の利害関係者に偏ることがないように構成され、外部の適切な人材から選任され、委嘱される。
- (12) 「認証判定会議」  
「申請者」又は「登録組織」に対する登録の授与、維持、更新、拡大、縮小の可否、或いは一時停止又は取消しを決定する会議体。客観的かつ公平な認証の決定を行うため、審査に直接関与しない ASR の関係者及び外部の有識者で構成される。
- (13) 「抗議対策委員会」  
「申請者」、「登録組織」又はその他の関係者から提議された異議申立て等に対する処置を審議するため、

運営委員会が異議申立て案件毎に設置する臨時の委員会であり、抗議対策委員会の委員は、運営委員会の委員で構成される。

- (14) 「異議申し立て」  
申請者又は登録組織が、希望する認証に関する ASR が行った不利な決定を再考慮するよう文書で表明すること
- (15) 「苦情」  
個人又は組織が、ASR 又は ASR の認証活動に関し、回答を期待して行う不満の表明であり、異議申し立て以外のもの

## 2. ASR の認証業務

ASR は、信頼性、公平性、独立性、適格性、公正性のある認証業務を遂行しなければならない。認証の要求事項への適合の責任をもつのは、受審組織であるが、ASR は、ASR の行う認証業務に全責任を負い、また、業務委託した審査員が行う業務についても、責任を負わなければならない。

ASR は、以下の認証の要求事項に基づき、認証審査を行う。

- ◆ QMS: JIS Q 9001:2008 (ISO 9001:2008)
- ◆ EMS: JIS Q 14001:2004 (ISO14001:2004)
- ◆ ISMS: JIS Q 27001:2006 (ISO/IEC 27001:2005)
- ◆ OHSMS: OHSAS 18001:2007
- ◆ ASR 審査登録規則 の最新版 注) 最新版は HP に掲載しております。

## 3. 規則の遵守

「申請者」、「登録組織」及び ASR は、本規則に規定された要求事項常に適合し、誠実に遵守しなければならない。

本規則にない事項及び疑義については、申請者又は登録組織、及び ASR が協議して決定する。

## 4. 認証に関する情報の提供

ASR は、以下の文書を常に最新の状態で維持し、「申請者」及び「登録組織」に提供しなければならない。

- ◆ 《ASR 審査登録規則》  
「申請者」、「登録組織」、及び ASR の権利及び義務、並びに審査登録のための要求事項を記述した本規則

## 5. 申請及び審査準備

### 5.1 申請

#### 5.1.1 申請

「申請者」は、申請に際し、ASR 指定の《審査申請書》に希望の認証対象範囲、及び以下を含むその他必要事項を記入し、法人として明確に位置づけられている組織の権限のある申請者の代表が署名又は押印した《審査申請書》を ASR に提出しなければならない。

- a) 認証に関する要求事項を遵守すること。
- b) 「申請者」の評価に必要なすべての情報を提供する旨の、「申請者」の同意

#### 5.1.2 申請受理

- (1) ASR は、申請受理に際し、「申請者」への認証業務の提供に関し、法的な拘束力のある《審査登録契約書》を締結する。また、「申請者」の希望認証対象範囲が複数サイト組織である場合、「申請者」は、認証を授与し、登録証を発行する ASR と、認証範囲に含まれる全ての事業所との間で、《審査登録契約書》を締結しなければならない。

注 1) 「申請者」の希望認証対象範囲が複数サイト組織である場合、以下の基準に該当すること。

- a) 全てのサイト（中央事務所及び関連事業所）で提供している製品／サービスは、実質的に同一の種類であり、基本的に同一の方法及び手順に従って生産／実施されていること。
- b) 中央事務所は、又、全てのサイトは、共通のマネジメントシステムに基づいて運営管理していること。  
（含：全てのサイトについて、内部監査プログラム及びマネジメントレビューの対象としており、どのサイトにおいても中央事務所が是正処置を実施する権利を有し、情報セキュリティマネジメントシステムについては是正処置の手順が全てのサイトに適用されること。該当する場合、このことを中央事務所と関連事業所との契約に規定していること。）

注 2) 組織の電子媒体対応審査、及び/又は電子技法を利用した遠隔審査を希望される場合、審査の有効性、効率、審査プロセスの完全性を考慮した上で、電子媒体を利用した審査が可能かどうかについて、受審者と事前に調整します。

- (2) ASR は、《審査申請書》に記載された内容及び申請認証範囲を検討し、申請の受理の可否を決定し、その結果を「申請者」に通知しなければならない。

#### 5.1.3 「申請者」の提出文書

- (1) 「申請者」は、以下のとおり審査に関連する「申請者」の評価に必要な「申請者」のマネジメントシステム文

書（最新版）を ASR に提出しなければならない。

**【品質】**

- a) 品質マニュアル
- b) 適用規格が要求する“文書化された手順”
  - ① 文書管理      ② 記録の管理      ③ 不適合製品の管理
  - ④ 是正処置      ⑤ 予防処置      ⑥ 内部監査
- c) 組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実にするために、組織が必要と判断した文書（品質マニュアルに引用され作成された文書）
 

注）品質マニュアルの中に上記 b)、c) の文書が含まれる場合、a) の提出をお願いします。

**【環境】**

- a) 環境マニュアル
- b) 組織内の環境活動の効果的な計画、運用及び管理を確実にするために、組織が必要と判断した文書（環境マニュアルに引用され作成された下位文書）
- c) その他、「申請者」の審査に必要な ASR が要求する情報、文書（環境側面を抽出し影響評価された文書、著しい環境側面を特定した文書、適用法規制を特定した文書、環境目的・目標、及び実施計画が定められた文書）

**【情報セキュリティ】**

- a) ISMS 基本方針及び目的が書かれた文書（例：ISMS マニュアル）
- b) ISMS の適用範囲、ISMS を支えている手順及び管理策が書かれた文書
- c) リスクアセスメントの方法及び結果報告が書かれた文書
- d) リスク対応計画が書かれた文書
- e) 情報セキュリティのプロセスを有効に計画、運用及び管理することを確実にするために、また管理策の有効性をどう測定するかを記述するために、組織が必要と判断した文書（ISMS マニュアルに引用され、作成された文書）
- f) 適用宣言書

**【労働安全衛生】**

- a) 労働安全衛生マニュアル
- b) 組織内の環境活動の効果的な計画、運用及び管理を確実にするために、組織が必要と判断した文書（労働安全衛生マニュアルに引用され作成された下位文書）
- c) その他、「申請者」の審査に必要な ASR が要求する情報、文書（危険源の特定・リスクアセスメント及び管理策が決定された文書、法的及びその他の要求事項を特定した文書、目標及び実施計画が定められた文書、社内レイアウト図（設備・危険物・化学物質等の配置図）

- (2) 「申請者」は、申請事項に変更が生じた場合、ASR 指定の書式により ASR に変更を申し出なければならない。

**5.2 「申請者」の審査準備**

- (1) 「申請者」は、適用規格に適合するように品質／環境／情報セキュリティマネジメントシステムを構築し、かつ、ASR が「申請者」先において現地審査を実施する前に、以下の事項を含むマネジメントシステム運用の実績がなければならない。また、情報セキュリティマネジメントシステム認証の申請の場合、全てのサイトにおいて内部セキュリティレビューの手順に従った監査実績があること。
  - a) マネジメントシステムの文書化及びシステムの変更
  - b) マネジメントレビューの実施
  - c) 全てのサイトに対する内部監査計画の立案、実施及び結果の評価記録
  - d) 是正処置の実施及び評価記録
  - e) 苦情の記録（該当する場合）等
- (2) 複数サイト組織の場合、「申請者」の全てのサイトにおいて同時に審査を受ける準備ができていない場合、「登録証」に含めたいサイトを ASR に事前に連絡しなければならない。
- (3) 「申請者」は、初回認証を目的としたすべてのプロセス、領域、記録及び要員へのアクセス並びに文書の調査のための用意を含む審査を実施するために必要となるあらゆる手配を行うこと。

**5.3 現地審査前の通知**

**5.3.1 審査チームの編成**

- (1) ASR は、審査の実施に必要な事前の準備を行わなければならない。ASR は、適格な審査チームを編成し、十分な予告期間において審査チームのメンバーに関する情報を申請者に通知し、同意を得なければならない。
- (2) 「申請者」は、審査チームのメンバーについて、ASR に忌避申立てをすることができるが、この忌避は、正当な理由がなければならない。

**5.3.2 審査計画**

ASR は、審査チームが実施すべき業務を明確に定め、「審査計画書」に審査計画及び審査日を記載して「申請者」に通知し、同意を得た後、審査を実施しなければならない。

**5.4 審査チームが実施する業務内容**

- a) マネジメントシステムに関連する受審組織の構成、方針、プロセス、手順、記録及び関連する文書を調査し、検証する。

- b) 対象となる認証範囲に関連する、すべての要求事項を満たしているかについて決定する。
- c) 受審組織のマネジメントシステムに対する信頼の基礎となるプロセス及び手順が、有効に確立、実施及び維持されているかについて決定する。
- d) 受審組織の方針、該当するマネジメントシステム規格の主旨に沿った目的及び目標と結果との間にみられるいかなる不一致についても、それに対して行動がとられるよう、受審組織に伝える。

#### 5.5 「申請者」及び「登録組織」の審査時の遵守事項

- (1) 「申請者」及び「登録組織」は、審査のために必要な以下の手配を行わなければならない。
  - a) ASR 審査チームとの面接のための用意（含：審査前会議及び審査後会議への出席）
  - b) 当該審査に関連した場所、部署への ASR の審査チームの立ち入り
  - c) 内部監査及びマネジメントレビューの報告書を含む記録の提示
  - d) 必要な場合、安全指導及び安全用具の提供
- (2) 「登録組織」に対する定期審査、再認証審査、変更審査及び苦情の解決を目的とした領域、記録及び要員へのアクセス並びに文書の調査のための用意を含む臨時審査を実施するために必要な手配を行わなければならない。

#### 5.6 審査の立会い時の遵守事項

- (1) ASR の審査チームが実施する審査に、認定機関の認定審査チームがオブザーバーとして立ち会うことを要請された場合には、「申請者」及び「登録組織」は、認定審査チームが当該組織の事務所及び関連サイトに立ち入ることを受け入れること。
- (2) ASR の審査チームが実施する審査に、ASR の検証審査チーム又は訓練中の審査員がオブザーバーとして立ち会うことを要請された場合には、「申請者」及び「登録組織」は、ASR の審査員が当該組織の事務所及び関連サイトに立ち入ることを受け入れること。
  - \* ASR は、ASR の審査要員が一貫して信頼できる審査業務を遂行するために、審査員の適格性を現地で検証する「検証審査」を行う。「検証審査」とは、申請者や登録組織を審査するのではなく、ASR の審査要員を検証する目的で、現地審査に立ち会う。

#### 5.7 「申請者」及び「登録組織」の報告事項

- (1) 申請から認証において、「申請者」は、製品・サービス又は業務遂行に関して法令・基準を逸脱しており、利害関係者に届出・報告しなければならない事実が明らかになった場合、その事実を ASR へ速やかに報告しなければならない。
- (2) 「登録組織」は、認証の要求事項を遵守し、ASR 及び/又は認証システムの評判を落とし、社会的信用を失墜させる方法でその認証を使用してはならない。しかし、万一製品・サービス又は業務遂行に関して法令・基準を逸脱し、利害関係者に届出・報告しなければならない事実が明らかになった場合、「登録組織」は、その事実を ASR へ速やかに報告しなければならない。

### 6. 初回審査【品質】

#### 6.1 ステージ1 審査（文書審査及び現地審査）

- (1) ASR の審査は、品質マネジメントシステム審査（ステージ1）の手順に従って実施される。
- (2) 審査チームは、申請認証範囲に含まれる受審者の品質マネジメントシステムを、適用する認証の要求事項を基準として審査しなければならない。
  - \* D) 複数サイト組織の場合  
「申請者」が複数サイト組織に関する以下の基準を満たしていない場合、ASR は審査プロセスを進めることはできない。又、この基準に関する不適合が審査中に発見された場合、「登録証」は発行されない。
    - a) 複数サイト組織の定義を満たす組織であること。（1項(2)参照）
    - b) 複数サイト組織としての運用管理を行っていること。（5.1.2項(1)、5.2項(1)参照）
    - c) 「申請者」は、中央事務所を含む全てのサイトから該当データを収集し、分析する能力、及び必要があれば組織変更を行う権限と能力があり、組織全体が適用規格の要求事項及び関連する法規制を満たしていることを実証できること。

#### 6.2 ステージ2 審査（現地審査）

- (1) ASR の現地審査は、品質マネジメントシステム審査（ステージ2）の手順に従って実施される。
- (2) 審査チームは、申請認証範囲内において受審組織の品質マネジメントシステムを、適用する認証の要求事項を基準として審査しなければならない。

#### 6.3 審査報告書

ASR は、審査の結果を報告書にまとめ、受審組織に報告し、意見を求めなければならない。  
この報告には、現地審査において検出された不適合の明確な記述、及び不適合に対して受審組織から提出された是正処置の確認とその評価を含まなければならない。

#### 6.4 指摘事項の分類

指摘事項とは以下のような状況をいい、その程度又は性質に応じて4種類に分類される。

- (1) **重大な不適合（A指摘）**
  - a) 適用規格の一つ又は複数の要求事項が満たされていない、又は全く機能していない（実施及び維持されていない）状況

- b) 入手できる客観的証拠に基づいて、組織が供給している製品の品質に関して重大な疑いを生ずる状況  
 例えば、
- ◆ 不適合製品の出荷に結び付く可能性が高い状況
  - ◆ 製品又はサービスが、引渡し後に本来の使用目的を果たせない可能性が高い状況
  - ◆ 管理された工程・製品を保証する能力を低下させると判断される状況
- c) ある1つの要求事項に対して軽微な不適合が多数存在し、その要求事項が全く機能していないと見なされる状況
- (2) **軽微な不適合（B指摘）**  
 適用規格の要求事項の部分的な欠如、又は部分的に機能していない状況で、以下のような結果を引き起こすと判断される状況
- a) 上記(1)b)のような結果を引き起こす可能性は低いが、品質マネジメントシステムのある部分での欠陥、又は部分的に機能しない状況
- b) 受審者の自主的な改善努力が認められず、品質マネジメントシステムが、適切かつ効果的に運営されていないと見なすことができる状況
- (3) **改善事項（C指摘）**
- a) 不適合には該当しないが、放置しておくことと不適合につながる可能性のある状況
- b) 不適合には該当しないが、組織の効果的な運用の視点において改善の余地がある状況
- (4) **その他の不適合**  
 上記に該当しない、品質マネジメントシステム以外に相当する不適合  
 (ASR 審査登録規則違反等)

## 6.5 是正処置

- (1) 6.4 項の不適合がある場合、ASR は、受審組織に修正及び是正処置を実施するように要求する。受審組織は、実施した是正処置、又はある一定の期間内に実施を計画している処置について書面により ASR に回答をする。
- (2) A 指摘及び審査チームリーダーが再訪問を必要と判断した B 指摘がある場合、受審組織は ASR の再訪問による是正処置の検証を受けること。
- \*II) 複数サイト組織の場合  
 あるサイトで不適合が発見された場合、受審組織は認証対象組織から不適合が検出したサイトの除外を求めることはできないし、影響のある全てのサイトについて満足な是正処置を完了させること。
- (3) 認証の決定、及び再認証の決定に先立って、A 指摘及び B 指摘の不適合については、修正及び是正処置の有効性の検証が行われていなければならない。

## 7. 初回審査【環境】

### 7.1 ステージ 1 審査（文書審査及び現地審査）

ASR のステージ 1 審査は、環境マネジメントシステム審査（ステージ 1）の手順に従って実施される。複数サイト組織の場合： 6.1 項、\*I）と同じ

### 7.2 ステージ 2 審査（現地審査）

- (1) ASR の現地審査は、環境マネジメントシステム審査（ステージ 2）の手順に従って実施される。
- (2) 審査チームは、申請認証範囲内において受審組織の環境マネジメントシステムを、適用する認証の要求事項を基準として審査しなければならない。

### 7.3 審査報告書

ASR は、審査の結果を報告書にまとめ、受審組織に報告し、意見を求めなければならない。  
 この報告には、現地審査において検出された不適合の明確な記述、及び不適合に対して受審組織から提出された是正処置の確認とその評価を含まなければならない。

### 7.4 指摘事項の分類

不適合とは以下のような状況をいい、その程度又は性質に応じて 4 種類に分類される。

- (1) **重大な不適合（A 指摘）**
- a) 環境マネジメントシステムの一つ又は複数の要求事項が欠けている、又は実施及び維持されていない状況。（要求事項には組織の内部で定める要求事項を含む。）あるいは、入手できる客観的証拠に基づいて、当該環境マネジメントシステムに組織の方針及び目的を達成する能力があるかに関して重大な疑いを生ずる状況。
- b) ある一つの要素に対して軽微な不適合が多数存在し、その要素が全く機能していないとみなされる状況
- (2) **軽微な不適合（B 指摘）**
- a) 環境マネジメントシステムの要求事項（要求事項には組織の内部で定める要求事項を含む。）の欠けている程度が軽微であり、A と認められないもの。  
 例えば、以下の状況で、程度が軽微な場合
- ◆ 法令その他の遵守事項に関する手順の欠落、手順文書間の不整合、又は手順書はあるが実施されていない
  - ◆ 著しい環境側面に関する手順の欠落、手順文書間の不整合、又は手順書はあるが実施されていない
- b) 受審組織の自主的な改善努力が認められず、受審組織の EMS が適切かつ効果的に運用されていないとみなされる状況。



(3) 改善事項 (C 指摘)

- a) 不適合に該当しないが、放置しておくとならざる可能性のある事項
- b) 改善の余地に係わる観察結果

\* 初回審査においては、以下について不適合として指摘 (不適合事象の程度によって上記記載事項と照合し、A 指摘か B 指摘を判定) する。

- ◆ ステージ 1 審査で指摘した事項について、客観的証拠に基づき処置されていることがステージ 2 審査で確認できない場合
- ◆ 現地審査において、内部監査やマネジメントレビューが不十分であると判断した場合

(4) その他の不適合

上記に該当しない、環境マネジメントシステム以外に相当する不適合  
(ASR 審査登録規則違反等)

## 7.5 是正処置

- (1) 7.4 項の不適合がある場合、ASR は、「受審組織」に修正及び是正処置を実施するように要求する。受審組織は、実施した是正処置、又はある一定の期間内に実施を計画している処置について書面により ASR に回答する。
- (2) A 指摘がある場合、「受審組織」は ASR の再訪問により、是正処置の検証を受けること。複数サイト組織の場合: 6.5 項、\*II) と同じ
- (3) 認証の決定、及び再認証の決定に先立って、A 指摘及び B 指摘の不適合については、修正及び是正処置の有効性の検証が行われていなければならない。

## 8. 初回審査【情報セキュリティ】

### 8.1 ステージ 1 審査 (文書審査及び現地審査)

ASR のステージ 1 審査は、情報セキュリティマネジメントシステム審査 (ステージ 1) の手順に従って実施される。複数サイト組織の場合: 6.1 項、\*I) と同じ

### 8.2 ステージ 2 審査 (現地審査)

- (1) ASR のステージ 2 審査は、情報セキュリティマネジメントシステム審査 (ステージ 2) の手順に従って実施される。
- (2) 審査チームは、申請認証範囲内において受審組織の情報セキュリティマネジメントシステムを、適用する認証の要求事項を基準として審査しなければならない。

### 8.3 審査報告書

ASR は、審査の結果を報告書にまとめ、受審組織に報告し、意見を求めなければならない。

この報告には、現地審査において検出された不適合の明確な記述、及び不適合に対して受審組織から提出された是正処置の確認とその評価を含まなければならない。

### 8.4 指摘事項の分類

指摘事項とは以下のような状況をいい、その程度又は性質に応じて 4 種類に分類される。

(1) 重大な不適合 (A 指摘)

- a) 適用規格又はマネジメントシステムの要求事項のうち、一つ又は複数の要素が欠けている、または実施及び維持されていない状態。あるいは組織のセキュリティ基本方針及び目的を達成する情報セキュリティマネジメントシステムの能力に関して、客観的証拠に基づいた重大な疑いを生じる状態。
- b) ある一つの要素に対して軽微な不適合が多数存在し、その要素が全く機能していないとみなされ、組織及び顧客の損失につながる状況。

例えば、以下のような状況

- ◆ 情報セキュリティ基本方針がない又は全く機能していない状況
- ◆ セキュリティ事故に対応する管理システムがない又は全く機能していない状況
- ◆ 事業継続計画がない又は全く機能していない状況

c) 法令違反が発生している状況 (知的所有権の侵害等)

(2) 軽微な不適合 (B 指摘)

適用規格又はマネジメントシステム要求事項のうち、要素が欠けている程度が軽微であり、A 指摘とは認められないもの。

例えば、以下のような状況で、程度が軽微な場合

- ◆ 規程要求事項 (規格要求事項、法的要求事項、契約事項、手順、指示書等) に反している状況
- ◆ 法令要求事項・規制要求事項に合致していない状況 (法令違反を除く)
- ◆ 受審者の自主的な改善努力が認められず、マネジメントシステムが、適切かつ効果的に運営されていないと見なすことができる状況

(3) C 指摘 (要観察不適合)

A 指摘/B 指摘の不適合に含まれないその他の不適合

例えば、以下のような状況

- ◆ ISO 27001 規格要求事項以外に組織が規定している手順に対する不適合
- ◆ ASR 審査登録規則に対する不適合

- (4) **改善事項 (D 指摘)**  
不適合に該当しないが、自主的な改善が望まれる状況

## 8.5 是正処置

- (1) 8.4 項の不適合 (A 指摘/B 指摘/C 指摘) がある場合、ASR は、受審組織に修正及び是正処置を実施するように要求する。受審組織は、実施した是正処置、又はある一定の期間内に実施を計画している処置について書面により ASR に回答する。
- (2) A 指摘及び審査チームリーダーが再訪問を必要と判断した B 指摘がある場合、受審組織は ASR の再訪問による是正処置の検証を受けること。
- \*II) 複数サイト組織の場合  
あるサイトで不適合が発見された場合、受審組織は登録対象組織から不適合が検出したサイトの除外を求めることはできないし、影響のある全てのサイトについて満足な是正処置を完了させること。
- (3) 認証の決定、及び再認証の決定に先立って、A 指摘及び B 指摘の不適合については、修正及び是正処置の有効性の検証が行われていなければならない。

## 9. 初回審査【労働安全衛生】

### 9.1 ステージ 1 審査 (文書審査及び現地審査)

ASR のステージ 1 審査は、労働安全衛生マネジメントシステム審査 (ステージ 1) の手順に従って実施される。複数サイト組織の場合: 6.1 項、\*I) と同じ

### 9.2 ステージ 2 審査 (現地審査)

- (1) ASR の現地審査は、労働安全衛生マネジメントシステム審査 (ステージ 2) の手順に従って実施される。
- (2) 審査チームは、申請認証範囲内において受審組織の労働安全衛生マネジメントシステムを、適用する認証の要求事項を基準として審査しなければならない。

### 9.3 審査報告書

ASR は、審査の結果を報告書にまとめ、受審組織に報告し、意見を求めなければならない。  
この報告には、現地審査において検出された不適合の明確な記述、及び不適合に対して受審組織から提出された是正処置の確認とその評価を含まなければならない。

### 9.4 指摘事項の分類

不適合とは以下のような状況をいい、その程度又は性質に応じて 4 種類に分類される。

- (1) **重大な不適合 (A 指摘)**
- a) 労働安全衛生マネジメントシステムの一つ又は複数の要求事項が欠けている、又は実施及び維持されていない状況。(要求事項には組織の内部で定める要求事項を含む。) あるいは、入手できる客観的証拠に基づいて、当該マネジメントシステムに組織の方針及び目的を達成する能力があるかに関して重大な疑いを生ずる状況。
- b) ある一つの要素に対して軽微な不適合が多数存在し、その要素が全く機能していないとみなされる状況
- (2) **軽微な不適合 (B 指摘)**
- a) 労働安全衛生マネジメントシステムの要求事項 (要求事項には組織の内部で定める要求事項を含む。) の欠けている程度が軽微であり、A と認められないもの。  
例えば、以下の状況で、程度が軽微な場合
- ◆ 法令その他の遵守事項に関する手順の欠落、手順文書間の不整合、又は手順書はあるが実施されていない
  - ◆ 手順の欠落、手順文書間の不整合、又は手順書はあるが実施されていない
- b) 受審組織の自主的な改善努力が認められず、受審組織の OHSMS が適切かつ効果的に運用されていないとみなされる状況。
- (3) **改善事項 (C 指摘)**
- a) 不適合に該当しないが、放置しておくとならざる不適合につながる可能性のある事項
- b) 改善の余地に係わる観察結果
- (4) **その他の不適合 (別途様式にて指摘)**  
労働安全衛生マネジメントシステム以外の不適合 (例えば ASR 審査登録規則違反)

### 9.5 是正処置

- (1) 9.4 項の不適合がある場合、ASR は、「受審組織」に修正及び是正処置を実施するように要求する。受審組織は、実施した是正処置、又はある一定の期間内に実施を計画している処置について書面により ASR に回答する。
- (2) A 指摘がある場合、「受審組織」は ASR の再訪問により、是正処置の検証を受けること。複数サイト組織の場合: 6.5 項、\*II) と同じ
- (3) 認証の決定、及び再認証の決定に先立って、A 指摘及び B 指摘の不適合については、修正及び是正処置の有効性の検証が行われていなければならない。

## 10. 認証の授与

### 10.1 認証の決定

- (1) ASR は、認証の決定の根拠となる十分な客観的証拠を評価し、初回審査の結果に基づき、認証判定会議の審議を経て認証可否の決定を行い、その結果を「申請者」に通知しなければならない。
- (2) 認証可と決定する場合は、本規則 6.4/7.4/8.4/9.4 指摘された全ての不適合が是正され、本規則 6.5/7.5/8.5/9.5 項の通り ASR によりその是正処置が検証されていなければならない。
- (3) ASR は、「申請者」を「登録組織」として ASR の登録組織リストに登録し、「登録証」を発行しなければならない。
- (4) 認証不可と決定した場合は、その決定と根拠を「申請者」に通知しなければならない。

### 10.2 認証の有効期間

認証の有効期間は、認証の決定日（又は再認証の決定日）から継続する3年間とし、これを更新して継続しようとする「登録組織」は、再認証審査を受け、認証の有効期間満了前までに、認証判定会議において再認証「可」の決定を受けなければならない。尚、「登録証」の有効期限は、「登録組織」が認証の要求事項に適合して維持されていることを条件とする。

### 10.3 認証の引用

「登録組織」は、認証について表明する場合、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 「登録組織」は、インターネット、パンフレット又は広告、封筒、名刺、若しくは他の文書等のコミュニケーション媒体に認証されていることを表明できるが、「登録証」、マーク又はシンボル、報告書及びそれらの一部分であっても、誤解を招くような方法では使用してはならないし、他者による表明も許してはならない。
- (2) マネジメントシステムが、適用規格に適合していることを示すためだけに認証を使用し、ASR により製品（サービスを含む）又はプロセスを ASR が認証したと受け取られる方法で、マネジメントシステム認証を引用してはならない。
- (3) 認証について表明する場合、登録の対象となっている活動についてだけ認証されていることを表明し、認証範囲外の活動について、認証されていると表明してはならない。
- (4) ASR 及び/又は認証システムの評価を損ない、又は社会的信用を失墜させる方法で認証を用いてはならない。

### 10.4 「登録マーク」、「認定シンボル」(JAB)、「認定マーク」(RvA)、「認定シンボル」(JIPDEC) 及び「登録証」の使用条件

(注意：労働安全衛生マネジメントシステムは、登録マークのみ)

- (1) 「登録組織」は、認証の範囲外において、「登録マーク」、「認定シンボル」及び「認定マーク」を使用してはならない。
- (2) 本規則の付属書1の条件を遵守し、誤解を招くような方法で認証を用いてはならない。
- (3) 「登録証」の所有権は、ASR に帰属するものとする。
- (4) 「登録証」の発行に際し、「登録組織」の認証範囲の全てが認定機関による ASR の認定範囲に該当する場合、ASR は、「登録証」に「認定シンボル」及び/又は「認定マーク」を付すものとする。

### 10.5 「審査報告書」の使用条件

「登録組織」は、顧客等から要求があれば、「審査報告書」のコピーを提供してもよい。但し、コピーした「審査報告書」の誤用や乱用を防ぐために、以下の事項を遵守すること。

- (1) 「審査報告書」の著作権は、ASR に帰属するものとする。
- (2) 「登録組織」は、「審査報告書」を、登録されていることの証明文書として使用してはならない。
- (3) 「登録組織」は、「審査報告書」のコピーを提供する場合、審査報告書番号毎の全文のコピーを提供すること。
- (4) 「登録組織」は、「審査報告書」のコピーが「写し」であることを明確にすると共に、提出先を明確にしておかなければならない。
- (5) 「登録組織」は、「審査報告書」のコピーを適切に取り扱うよう、提供先に伝えなければならない。

### 10.6 認証の不適切な表明に対する処置

- (1) 登録組織が、宣伝、カタログなどにおける、認証システムについての不正確な言及、又は「登録証」、「登録マーク」、「認定シンボル」、「認定マーク」、及び「審査報告書」の誤解を招くような使用をした場合、ASR は、相応の処置（含：修正及び是正処置、認証の一時停止又は取消し、認証範囲の縮小、違反の公表、及び必要に応じて他の法的処置）を講じ、その記録をとらなければならない。
- (2) 「登録組織」は、認証システムについて不正確な言及及び誤解を招くような認証情報の利用がないよう、不適合を特定し、速やかに適切な修正、及び是正処置を講じ、その記録をとる仕組みを確立し、日常の監視を徹底しなければならない。

### 10.7 認証の公表

ASR は、「登録組織」を ASR の登録組織として公の閲覧に応じられるよう《登録組織リスト》に登録する。ASR は、以下の認証に関する情報（授与、一時停止、又は取消しされた認証についての情報）は、ASR のホームページに掲載・公開する。又、要請があれば ASR の事務所において閲覧に供しなければならない。

- a) 登録番号
- b) 適用規格
- c) 認証範囲及び分類番号
- d) 登録組織及び関連事業所の名称

- e) 初回認証日
- f) 登録証の改定日
- g) JAB/RvA/JIPDEC の認定による認証範囲の区分
- h) 認証の有効期限
- i) 一時停止又は取消しの情報

## 10.8 認証事項変更の通知

- (1) 「登録組織」が、適用規格の要求事項を継続的に満たすマネジメントシステムの能力に影響を与える可能性のある以下を含む変更事項に関して、認証事項の変更を行う場合、「登録組織」は、ASR 指定の《登録事項変更申請書》により ASR に遅滞なく変更を通知しなければならない。
  - a) 法律上、商業上、組織上の地位又は所有権
  - b) 組織及び経営層（例えば、重要な管理層、意思決定、又は専門業務に携わる要員）
  - c) 連絡先及び事業所
  - d) 認証されたマネジメントシステムに基づく活動の範囲
  - e) マネジメントシステム及びプロセスの重大な変更
- (2) 複数サイトの「登録組織」においていずれかのサイトに閉鎖がある場合、その情報を ASR に速やかに通知しなければならない。この通知がない場合、ASR は「登録証」の誤用とみなす。

## 11. 認証の維持及び再認証

### 11.1 一般

- (1) 「登録組織」及び ASR は、定期審査、再認証審査、臨時審査、及び変更審査において、本規則の規定に準じて認証業務に対応しなければならない。
- (2) 「登録組織」は、定期審査、再認証及び苦情解決を目的としたすべてのプロセス、領域、記録及び要員へのアクセス並びに文書の調査のための用意を含む審査を実施するために必要となるあらゆる手配を行うこと。
- (3) 「登録組織」は、ASR から「登録証」を新たに発行された場合、或いは、認証が取消しになった場合、「登録組織」は、旧「登録証」を ASR に返却しなければならない。

### 11.2 定期審査

- (1) 「登録組織」は、少なくとも年 1 回、定期審査を受けなければならない。初回認証に続く最初の定期審査の期日は、ステージ 2 審査（初回審査）の現地審査の最終日から 12 ヶ月を超えてはならない。
- (2) ASR は、「登録組織」のマネジメントシステムが適用規格に適合し、継続して有効に運用され、かつ、本規則が確実に遵守されていることを検証するため、定期審査を実施しなければならない。

### 11.3 再認証審査

#### 11.3.1 認証の更新

「登録組織」は、認証の更新を希望する場合、再認証審査を受けなければならない。

- (1) ASR は、認証の適用範囲に対する継続的な関連性及び適用可能性を確認し、認証の有効期間を通じて、マネジメントシステム全体として、「登録組織」のマネジメントシステムが適用規格に適合し、包括的に、かつ継続して有効に運用され、かつ、本規則が確実に遵守されていることを検証するため、再認証審査を実施しなければならない。

なお、再認証審査の現地審査時期の目安は、登録有効期限の 2.5 ヶ月から 2 ヶ月前までとする。
- (2) ASR は、再認証審査を実施し、認証の有効期限までに認証判定会議で認証の更新「可」が決定された「登録組織」について認証を更新する。
- (3) 再認証後の認証の有効期間は、登録の決定日（又は再認証の決定日）の有効期限から継続する 3 年間とする。
- (4) ASR は、認証判定会議により認証の更新を決定した場合、新たな「登録証」を発行しなければならない。

#### 11.3.2 認証の辞退

「登録組織」が登録の更新を希望する意志がない場合、その旨を認証有効期限満了の 3 ヶ月前までに文書で ASR に届け出なければならない。

### 11.4 臨時審査

- (1) 「登録組織」は以下の場合、短期の予告で ASR の申し出に合意した上で、臨時審査を受けなければならない。
  - a) 苦情の調査、及び、12.1 項 d) ①、②、③の情報の分析結果により、ASR が臨時の審査を必要と判断した場合
  - b) 本規則 12.4 項に示す一時停止の処分解除の申請が「登録組織」からあり、フォローアップを行う場合
- (2) 不適合に対する是正処置の有効性を検証するために、ASR の審査員が「登録組織」を訪問し、フォローアップを行う場合、ASR は臨時審査を行う。
- (3) 臨時審査により費用が発生する場合、ASR は、事前に「登録組織」に通知し同意を得る。

### 11.5 変更審査

- (1) ASR は「登録組織」から本規則 10.8 項の《登録事項変更申請書》の届出の変更内容により変更審査が必要と判断した場合、審査を実施しなければならない。なお、変更審査は、短期の予告で実施する場合がある。
- (2) 認証判定会議が認証事項の変更を決定した場合、「登録証」は新たに発行されるが、「登録証」の有効期間は変更しないものとする。
- (3) 変更審査により費用が発生する場合、ASR は、事前に「登録組織」に通知し同意を得る。

## 11.6 認証の維持、及び再認証の決定

ASR は、認証判定会議の審議により「登録組織」の登録維持(定期・再認証)、及び登録の変更(含:認証範囲の拡大・縮小)の決定を行い、その結果を「登録組織」に通知しなければならない。

## 12. 認証の一時停止及び取消し

### 12.1 認証の一時停止

- (1) ASR は、認証判定会議の決定に基づき、以下のような事態が発生した場合、「登録組織」の認証を一定期間、(最長6ヶ月間)停止することができる。
  - a) 定期審査又は変更審査の結果、「登録組織」は ASR に是正処置の回答をしているが、是正処置の最長期間3ヶ月以内に是正処置を完了することができない、並びに ASR が登録の即時取消しの必要はなく、適切に是正処置が取られるまで一時停止が適切であると判断した場合
  - b) 「登録組織」が、認証の要求事項に引続き適合していることを検証するのに妥当な間隔で定期審査又は再認証審査を受けない場合
  - c) 「登録組織」が、「登録証」、「登録マーク」、「認定シンボル」、「認定マーク」、及び「審査報告書」の使用条件を逸脱し、ASR の是正処置要求に対して理由なく対応を取らなかった場合
  - d) 以下の情報の分析により臨時審査(11.4 項 参照)を行った結果、その事実が判明し、適切に是正処置が取られるまで一時停止が適切であると ASR が決定した場合
    - ① 製品、サービス又は業務遂行に関して、法令・基準を逸脱しており、利害関係者に報告・届出していない。(5.6 項 (2) 参照)
    - ② 審査時における虚偽の説明(データ改ざんを含む)があった。
    - ③ ASR に持ち込まれた苦情、内部告発、及びその他の情報から、「登録組織」の品質/環境/情報セキュリティマネジメントシステムが有効に機能していない状況である。
  - e) 上記 d) ①②③の理由により臨時審査を申し入れたが「登録組織」が正当な理由なく受け入れない場合
  - f) 「登録組織」のマネジメントシステムが、その有効性に関する要求事項を含む認証の要求事項に対し、常習的又は重大な不適合があり、ASR の是正要求に対して理由なく対応を取らなかった場合
  - g) 認証された「登録組織」が自発的に一時停止を要請した場合
- (2) 一時停止の期間は、最長6ヶ月間(認証判定会議で一時停止の処置が決定された日から、一時停止の解除が決定された日まで)である。この期間を過ぎた場合、認証の撤回又は認証範囲の縮小となる。但し、災害等の特別な場合、ASR は認証判定会議の決定に基づき、更に最長3ヶ月間一時停止の期間を延長することができる。

### 12.2 認証の取消し

ASR は、認証判定会議の決定に基づき、以下のような事態が発生した場合、「登録組織」の認証を取消すことができる。

- a) ASR が受理した「登録組織」の公式文書に故意又は重過失の虚偽があることが判明した場合
- b) 定期審査及び変更審査において指摘した不適合に対して、「登録組織」からは是正処置の回答がなく、是正処置の最長期間3ヶ月間を過ぎた場合
- c) 一時停止期間内に上記 12.1 項の一時停止の原因となった問題を解決できない場合
- d) 「登録組織」が登録維持料金を支払わなかった場合
- e) 「登録組織」の認証の有効期限が切れた場合
- f) 「登録組織」が認証範囲のマネジメントシステムを長期に亘り停止する場合
- g) 「登録組織」から文書による正式な登録辞退の申し出があった場合
- h) 「登録組織」が破産又は民事再生手続申請に至った場合、或いは「登録組織」が事業者としての評判を落とし、誠実性を覆すような不正行為の嫌疑で有罪の判決を受けた場合
- i) 12.1 項 (1) d) による臨時審査の結果、ASR が認証の取消しを妥当であると決定した場合
- j) その他、「登録組織」が本規則の要求事項に対して重大な違反をしたと認められる場合

### 12.3 一時停止の処置

- (1) 認証の一時停止する場合、ASR は、「登録組織」にその旨を通知する。
- (2) 「登録組織」は、認証の一時停止を受けた場合、認証の更なる宣伝を自制しなければならない。
- (3) ASR は、認証の一時停止を受けた組織について、ASR の登録組織リストにその旨を明記するとともに、ASR のホームページにその旨を公表する。

### 12.4 一時停止の処分解除の決定

認証の一時停止を受けた組織が、是正処置を実施し、処分の理由が消滅すれば、再登録を ASR に要求することができる。ASR は臨時審査を行い、是正処置の完了を確認し、認証判定会議において解除の決定を得た後、再認証を行なわなければならない。

### 12.5 取消しの処置

- (1) 認証の取消しをする場合、ASR は、「登録組織」にその旨を通知する。
- (2) 「登録組織」は、認証の取消しを受けた場合、認証を引用しているすべての宣伝・広告、「登録マーク」、「認定シンボル」、「認定マーク」、及び「登録証」の使用を中止すること。
  - a) ホームページに「登録マーク」、「認定シンボル」、及び「認定マーク」を使用している場合、「登録マーク」、「認定マーク」、及び「認定シンボル」部分を削除すること。

- b) 「登録証」については、ASR の要求に従い「登録証」を返却しなければならない。
  - c) 取消しの場合、取消し時点において、「登録マーク」、「認定シンボル」、及び「認定マーク」を使用した当該文書等を破棄し、かつ、当該破棄が完了した旨の証明書を ASR に提出しなければならない。
  - d) ASR より提供した「清刷」について、認定を取消された登録組織は、清刷を復帰し得ない形で完全に消去すること。また、「清刷」を提供して、印刷物、ホームページ等の作成を依頼した業者に対しても、提供した「清刷」を復帰しえない形で完全に消去又は破棄を要求しなければならない。
- (3) 認証の取消しを受けた組織が、「登録証」の返却を拒否している、又は認証が継続しているがごとく行動している場合、ASR は法的措置をとることができる。
- (4) ASR は、認証の取消しを受けた組織については、ASR の登録組織リストから抹消するとともに、ASR のホームページにその旨を公表する。

## 12.6 認証範囲の縮小

ASR は、以下の場合、要求事項に適合しない部分を除外して登録組織の認証範囲を縮小することができる。但し、これらの削減は、認証に使用される規格の要求事項に合致すること。

- a) 一時停止期間内に上記 12.1 項の一時停止の原因となった問題を解決できない場合
- b) 登録組織に一部の認証範囲に関する認証の要求事項について常習的又は重大な不適合があった場合

## 13. 異議申立て及び苦情

### 13.1 異議申立て

ASR は、「申請者」、又は「登録組織」、ASR に持ち込まれる異議申し立て（希望する認証に関する ASR が行った不利な決定を再考慮するよう文書で表明すること。）に関し、適切に対処しなければならない。なお、異議申し立て及び苦情に関する説明書は、ASR のホームページに公開する。

### 13.2 抗議対策委員会による審議及び決定

- (1) 「申請者」、又は「登録組織」は、認証に関する ASR の決定に対して異議申し立てがある場合、異議申し立ての事由の発生を知り得た日の翌日から 21 営業日以内に、ASR 宛に異議申し立てをしなければならない。申し立て人は、ASR の所定の<異議申し立て書>にその理由を明記し、必要に応じて関連資料を添えて提出しなければならない。
- (2) ASR は、異議申し立ての内容を確認し、異議申し立てとして取り扱うか否かについて、申し立て人に通知する。異議申し立てとして取り扱う場合、ASR は、抗議対策委員会の設置を審議するための運営委員会の開催を、運営委員会の委員長に要請しなければならない。
- (3) 抗議対策委員会は、3 名以上の委員(委員の数は奇数)で構成され、それまでに当該異議申し立てに対し関与をもつ者は含まれてはならない。
- (4) 抗議対策委員会は、異議申し立ての通知を受けてから 45 営業日以内に設置、召集されなければならない。
- (5) ASR は、抗議対策委員会の開催日時について異議の申し立て人に少なくとも 5 営業日前までに通知しなければならない。
- (6) 抗議対策委員会は、原則として非公開で開催され、委員会の議決は、抗議対策委員会の議長の宣言による多数決をもって決定されなければならない。
- (7) ASR、及び「申請者」/「登録組織」は、抗議対策委員会の議決を尊重し、これに従わなければならない。
- (8) 抗議対策委員会の議長は、判定日から 14 営業日以内に、異議申し立て人に、判定結果及びその理由を書面により通知する。なお、認証の決定に関わる場合は、認証判定会議に判定結果を報告し、その結果を異議申し立て人に通知する。
- (9) 「申請者」、及び「登録組織」は、本規則に関する ASR の認証判定会議の決定の結果生じられたと考えられる損害について、原則として、ASR に求償することはできない。但し、異議申し立てが正当と認められ、ASR の責めに帰すべき事由により、異議申し立人が損害を被った場合は、異議申し立て人は、直接損害に限り ASR に請求することができる。

## 14. 苦情

ASR は、個人又は組織から、ASR に持ち込まれる苦情（個人又は組織が、ASR 又は ASR の認証活動に関し、回答を期待して行う不満の表明であり、異議申し立て以外のもの）に関し、適切に対処しなければならない。

### 14.1 苦情の審議及び決定

- (1) ASR は、苦情に正当性があるかどうかについて必要な情報の収集及び検証を行い、苦情として取り扱うか否かについて、申し立人に通知する。
- (2) ASR は、苦情の内容を調査し、登録組織に関連する苦情については、当該組織に対して適宜照会を行う。なお、この苦情調査は、認証されたマネジメントシステムの有効性を考慮して行う。
- (3) ASR は、それまでに苦情の対象に関与していない者で構成される ASR の会議体において、苦情に対応して実施すべき処置を評価し、決定する。
- (4) ASR は、当該申し立て人に、苦情に対する決定の内容を通知する。

### 14.2 苦情の処置結果の公表

ASR は、法律上公開が禁止されている場合を除き、機密保持の観点において許容される範囲内において、以下に関する苦情の内容を ASR のホームページにより公表、又は要請に応じて公開する。

なお、管理責任者は、苦情の内容及びその決着内容を公表するかどうか、又、公表する場合はどの範囲とするかについて、顧客及び苦情申立人と協議の上、決定する。

- (1) 新聞、雑誌、ホームページ等のマスコミを利用して一般消費者等に誤解を与える宣伝活動等が行われている案件（又は行われていた案件）
- (2) 法規制への抵触の事実関係が明らかになった案件
- (3) 認証の取消し及び認証の一時停止に関わる案件
- (4) ASR の信頼性の評価に関わる案件

### 15. 機密保持

- (1) ASR は、マネジメントシステム認証に関連する全ての業務において知り得た情報について、守秘義務を負い、第三者に開示してはならない。  
ASR は、知り得た情報(文書)のすべてについて、使用後はデータの削除/書類の廃棄処分を行う。
- (2) ASR が法律により当該機密情報を第三者に提供することを要求された場合、法律に従って取り扱う。
- (3) 認定審査時の認定機関による情報の開示については、認定に係る要求事項に従って取り扱う。

### 16. 審査登録料金及び費用

「申請者」及び「登録組織」は、以下の審査料金及び費用を ASR に支払わねばならない。

なお、料金及び費用は「審査登録契約書」に定める。

- |  |           |
|--|-----------|
| a) 申請料金                                | b) 基本料金   |
| c) 初回審査料金                              | d) 登録料    |
| e) 登録維持料金（認定機関に関連する料金を含む）              | f) 定期審査料金 |
| g) 再認証審査料金                             | h) 変更審査料金 |
| i) 「申請者」又は「登録組織」と ASR で合意されたその他の料金及び費用 |           |

### 17. 苦情／コミュニケーションの記録の閲覧

- (1) 「登録組織」は、適用規格及び本規則に関連するすべての苦情及びその是正処置を記録し、ASR の要請に応じて ASR が閲覧できるようにしなければならない。(品質／情報セキュリティ／労働安全衛生)
- (2) 「登録組織」は、適用規格及び本規則に関連するすべてのコミュニケーション及びその是正処置を記録し、ASR の要請に応じて ASR が閲覧できるようにしなければならない。(環境)

### 18. 本規則の改訂

#### 18.1 審査登録要求事項の変更

- (1) ASR は、認証に関する要求事項を変更する場合は、「申請者」及び「登録組織」に対し十分な期間において適切に通知をしなければならない。
- (2) ASR は、変更に関わる詳細な内容及び発効日を決定する前に、「申請者」及び「登録組織」が表明した見解を考慮しなければならない。

#### 18.2 本規則に基づく通知

- (1) ASR は、本規則に基づく通知を文書により行い、「申請者」又は「登録組織」の届出所在地に送付する。
- (2) 送付された通知は、発送時刻より 48 時間後には到着したものとみなし、その送付を証明するには、通知宛先書きのコピー等で示すことで足るものとする。

**ASR 審査登録規則 付属書1 「登録マーク」、「認定シンボル」(JAB)、「認定マーク」(RvA)、「認定シンボル」(JIPDEC) 及び、「登録証」の使用条件**

(注意：労働安全衛生マネジメントシステムは、登録マークのみ)

**1. 「登録マーク」、【認定シンボル】、及び【認定マーク】の清刷の提供、表示、使用例、基本色及び使用形態**

**1.1 清刷の定義**



特にことわりのない限り、特定の保存形式及び所定の解像度で作成された電子的画像データ

**1.2 清刷の提供**

- 1) ASR は、適用する認証範囲において、「登録マーク」、「認定シンボル」、及び「認定マーク」について、以下の3種類の清刷(印刷物用(bmp)及びホームページ表示用の電子的画像データ(jpg)並びにイラストレーター用(ai)の複製を、「登録組織」に提供する。


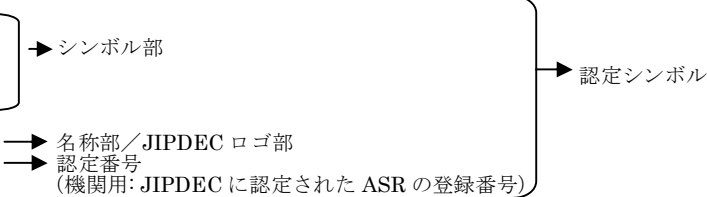
**「登録マーク」、「認定シンボル」、及び「認定マーク」の表示、使用例、基本色**

区分	登録マーク				構成及び表示
ASR 登録マーク (付図1)	【品質】 	【環境】 	【情報】 	【労働安全衛生】 	
<p>「登録マーク」は、マーク部、ロゴ部と「登録組織」固有の登録番号部からなり、その表示は、以下の基準に従わなければならない。</p> <p>a) マーク部の基本色は、DIC 171 (グリーン) 100%、又は C (シアン) 55% + Y (イエロー) 95%を使用(黒の網掛け 45%でも可)、また、「ASR」部分は BL (ブラック) 100%とする。 下地が白以外の場合、黒のマーク部に対してははっきり対比できる色を使用すること。 ウェブサイト上は、印刷物色指定コードを RGB 値へ変換した近似値とすること。</p> <p>b) ロゴ部及び登録番号は黒を使用し、必ず表示すること。「Q 又は E 又は J××××」の部分には登録番号(「登録証」に記載されている4桁の数字)を記入すること。</p> <p>c) 「登録マーク」は、その各要素を分解し、個別に使用したり、それらを組み替えて使用してはならない。</p> <p>d) 「登録マーク」全体を縮小又は拡大して表示する場合は、縮小又は拡大後のマーク部、ロゴ部及び登録番号部の比は、与えられた清刷の比を維持し、これを変更してはならない。更に、縮小した場合も、「登録マーク」は、明瞭に表示され、文字部が明瞭に読み取れるように使用しなければならない。</p>					

区分	認定シンボル	構成及び表示
JAB 認定シンボル (付図2)		
<p>「認定シンボル」は、シンボル部、ロゴ部及び認定プログラム部名称部からなり、その表示は、以下の基準を遵守しなければならない。(JAB N410 参照) →</p> <p>a) シンボル部の基本色は、青色(マンセル 2.5PB 3.5/10、大日本インキ KK DIC 579、PANTONE 300C) 又はその近似色、ウェブサイト上は、印刷物用マンセル値その他の色指定コードを RGB 値へ変換した近似値とする。</p> <p>b) サブカラーとして、黒色、灰色、金色、銀色の表示を認める。なお、「認定シンボル」は地色との明瞭な対比させて表示すること。</p> <p>c) ロゴ部、認定プログラム部名称部及び認定番号(機関用)は黒を使用すること。</p> <p>d) 認定番号(機関用)は「認定シンボル」と共に必ず表示しなければならない。</p> <p>e) 「認定シンボル」は、その各要素(シンボル部、ロゴ部及び認定プログラム部名称部)を分解したり、個別に使用したり、それらを組み替えて使用してはならない。</p> <p>f) 「認定シンボル」を縮小又は拡大して表示する場合は、縮小又は拡大後のシンボル部、ロゴ部及び認定プログラム部名称部の比は、与えられた清刷の比を維持し、これを変更してはならない。更に、縮小した場合も、「認定シンボル」は、明瞭に表示され、認定プログラム部名称部及び認定番号は、文字が明瞭に読み取れるように使用しなければならない。</p>		



区分	認定マーク	構成及び表示
RvA 認定マーク (付図3)		 <p>→ RvA ロゴ</p> <p>→ 認定の種類</p> <p>→ 認定番号 (機関用: RvA に認定された ASR の登録番号)</p> <p>→ 認定マーク</p>
<p>「認定マーク」は、RvA ロゴ部、及び認定の領域 (MGMT.SYS.) と RvA に認定された ASR の登録番号 (RvA C476) の名称部からなり、その表示は、RvA-R3 に基づく、以下の基準を遵守しなければならない。</p> <p>a) 「認定マーク」のロゴの下に使われる文字は、青色 (PANTONE: PMS296)、又は黒とする。</p> <p>b) ロゴ部は、上部: 黄土色 (PANTONE: PMS131)、下部: 青色 (PANTONE: PMS296) とする。 ウェブサイト上は、上記印刷物用色指定コードを RGB 値へ変換した近似値とすること。</p> <p>c) サブカラーとして、黒色の表示を認める。</p> <p>d) RvA から認められた ASR の登録番号 (RvA C476) は認定マークとともに必ず表示しなければならない。</p> <p>e) 「認定マーク」は、その各要素を分解し、個別に使用したり、それらを組み替えて使用してはならない。</p> <p>f) ロゴ部の高さや文字 2 行の高さは、約 3 : 2 である。「認定マーク」を縮小又は拡大して表示する場合は、与えられた清刷の比を維持し、これを変更してはならない。更に、縮小した場合も、認定マークは、明瞭に表示され、文字が明瞭に読み取れるように使用しなければならない。</p> <p>g) 文章上の「認定マーク」の最大のサイズは、高さ 45mm を超えてはならない。</p>		

区分	認定シンボル	構成及び表示
JIPDEC 認定シンボル (付図4)		 <p>→ シンボル部</p> <p>→ 名称部/JIPDEC ロゴ部</p> <p>→ 認定番号 (機関用: JIPDEC に認定された ASR の登録番号)</p> <p>→ 認定シンボル</p>
<p>「認定シンボル」は、JIPDEC シンボル部、名称部、JIPDEC ロゴ部及び認定番号 (ASR の認定番号は、ISR025) よりなる。その表示は、「ISMS 認定シンボル使用規程」、及び「ISMS 認定シンボル規程」に基づく、以下の基準を遵守しなければならない。</p> <p>a) 認定シンボルの形や色等は、「ISMS 認定シンボル規程」に従うこと。 プロセスカラーの場合: (C100%+M70%) 特殊印刷色の場合: (DIC220) 1 色</p> <p>b) 基本色以外の場合は、「ISMS 認定シンボル規程」に従うこと。</p> <p>c) 認定シンボルを縮小または拡大して表示する場合は、各部の寸法比を同一とし、かつ各部が明瞭に判別出来なければならない。</p> <p>d) 認定シンボルを表示する場合は、特に理由がある場合を除き、JIPDEC ロゴ及び認定番号とともに表示しなければならない。</p> <p>e) 登録を受けた組織が認定シンボルを表示する場合は、認定対象機関の認証マーク (ASR マーク) と共に表示しなければならない。</p> <p>f) JIPDEC 認定シンボル及び ASR マークを並べて表示する場合は、認定シンボル及び登録マークが同一の ISMS 適合性評価制度に基づくものである事を分かりやすくする為、認定シンボル及び登録マークを枠で囲む事が望ましい。</p> <p>g) 認定シンボルを説明書、宣伝用資料、ホームページ等に使用する場合は、認証された範囲を明確にしなければならない。 ◆パンフレットや説明書などに使用する場合、認証された範囲を明記する。 ◆認定シンボルを付した封筒などに入れる物は、認証された範囲の物とする。 ◆ホームページなどに表示する場合、認証された範囲を表示する。 ◆名刺に使用する場合、認証された範囲の業務に直接携わっている者のみに使用を限定する。</p> <p>h) 認定シンボルは、製品に対して使用してはならない。また、登録組織の製品が認証されているとの誤解を生じさせるような方法で使用してはならない。</p> <p>i) 本マークは、ISMS 適合性評価制度において認証された事を示すものであり、製品や場所に対してセキュリティ対策を示すものではない。よって、製品や場所に本シンボルを表示してはならない。また、製品や場所に対して認証されていると誤解される様な表示をしてはならない。例えば、システム機器、事務室やコンピュータ室の入り口や什器などに本シンボルを表示してはならない。</p>		

1.3 「登録マーク」、「認定シンボル」、及び「認定マーク」の使用例、並びに使用形態

「登録マーク」、「認定シンボル」、及び「認定マーク」の使用例及び使用形態を以下の図に示す。  
 「登録マーク」、「認定シンボル」、及び「認定マーク」の使用は、1.4項に基づき使用すること。

<p>【品質】 JAB&amp;ASR</p> 	<p>【品質】 RvA&amp;ASR</p> 
<p>【環境】 JAB&amp;ASR</p> 	<p>【環境】 RvA&amp;ASR</p> 
<p>【品質&amp;環境】 JAB&amp;ASR</p> 	<p>【品質&amp;環境】 RvA&amp;ASR</p> 
<p>【情報セキュリティ】 JIPDEC&amp;ASR</p> 	<p>【品質&amp;環境】 JAB&amp;RvA&amp;ASR</p> 

## 1.4 「登録マーク」、「認定シンボル」、「認定マーク」、及び、「登録証」の遵守事項

(注意：労働安全衛生マネジメントシステムは、登録マークのみ)

<b>1. 「登録マーク」、「認定シンボル」、及び「認定マーク」の使用</b>	
	「登録マーク」、「認定シンボル」、及び「認定マーク」は、ASR によって認証された認証範囲内で、かつ、本規則に記載の条件で使用すること。
a)	「登録組織」は、認証に関する誤解を生じさせるような方法で、「登録マーク」、「認定シンボル」及び「認定マーク」及びその付帯文言を使用してはならない。
b)	「登録マーク」、「認定シンボル」、及び「認定マーク」を、インターネット、パンフレット又は広告、封筒、名刺、若しくは他の文書等のコミュニケーション媒体に使用する場合は、ASR に登録された認証範囲に限り使用でき、それ以外の範囲で使用してはならない。
c)	「登録マーク」、「認定シンボル」及び「認定マーク」は、当該認証範囲内の中央事務所及びサイトに限って使用すること。なお、名刺に使用する場合は、ASR に登録された認証対象範囲の業務に従事するもののみが使用すること。
d)	「登録マーク」、「認定シンボル」、及び「認定マーク」は、製品自体、又は製品の包装に使用してはならないし、製品の適合性を示す解釈される可能性のあるいかなる方法でも使用してはならない。
e)	「登録組織」が、試験所が行う試験・校正又は検査機関が行う検査の報告書に、「登録マーク」、「認定シンボル」、及び「認定マーク」を使用してはならない。
	「登録組織」は、ASR が提供した「登録マーク」、「認定シンボル」、及び「認定マーク」の清刷の複製を、本規則付属書 1 1.2 項を遵守して、適用する認証範囲内で、使用しなければならない。
f)	a) 「登録組織」は、印刷物用に使用する場合は、印刷物用清刷の複製を使用し、ウェブサイトを使用する場合は、ウェブサイト表示用清刷の複製を使用しなければならない。また、「登録組織」は、電子媒体で提供された清刷の保存形式及び解像度を変更してはならない。 b) 印刷用に提供された印画紙の清刷を ASR から提供された場合、それを電子的データに加工・編集したり、ウェブサイト・その他の電子的媒体に載せ替えてはならない。
g)	「登録組織」は、上記 a) 項の目的以外で他者に清刷又はその複製を提供してはならない。 但し、「登録組織」は、インターネット、パンフレット又は広告、封筒、名刺、若しくは他の文書等のコミュニケーション媒体の作成を、業者に依頼する場合は、本規則付属書 1 1.3 項を遵守させ、ASR が提供した「登録マーク」、「認定シンボル」、及び「認定マーク」の清刷の複製を使用させること。また、当該清刷を、電子的データに加工・編集し、ウェブサイト・その他の電子的媒体に載せ替えてはならない。
<b>2. 清刷の管理</b>	
a)	「登録組織」は、ASR より清刷を提供された場合、当該清刷の保護及び漏洩のための適切な管理を行うこと。
b)	「登録組織」は、ASR より提供された清刷の複製を、印刷物・ホームページ等を作成する他者に提供する場合、当該他者が清刷の保護及び漏洩のための管理を適切に行なうよう要求すること。 依頼日、依頼先名、管理の方法(使用後、CDの返却・電子媒体の廃棄等)、返却日がわかるよう、適切に管理をすること。 また、ASR が要請した場合、提示すること。
<b>3. 認定番号の表示、「認定シンボル」又は「認定マーク」の「登録マーク」との併記 (1.4 項の併記の例 参照)</b>	
a)	「登録組織」は、「認定シンボル」又は「認定マーク」を使用する場合、以下の通り認定機関から付与された ASR の認定番号と共に表示すること。 ● 【JAB】 CM035 (品質と環境を統合した新認定番号) ● 【RvA】 RvA C476 ● 【JIPDEC】 情報セキュリティ: ISR025 また、「登録マーク」には、ASR が当該組織を認証した固有の登録番号と共に必ず表示すること。
b)	「登録組織」は、「認定シンボル」又は「認定マーク」を使用する場合、ASR の「登録マーク」との組合せで使用すること。「認定シンボル」又は「認定マーク」を単独で使用してはならない。
c)	「登録組織」は、「認定シンボル」又は「認定マーク」をウェブサイトを使用する場合、ASR の「登録マーク」が表示されている同一フレームに表示すること。
d)	「登録マーク」を「認定シンボル」又は「認定マーク」と共に使用する場合、「登録マーク」は、「認定シンボル」及び「認定マーク」と明らかに異なるよう識別できるものでなければならない。 また、「認定シンボル」及び「認定マーク」の意味は、できるだけ明確になっていなければならない。例えば、「認定シンボル」及び「認定マーク」の位置や大きさと「登録マーク」の位置や大きさととの関係を考慮しなければならないし、「認定シンボル」及び「認定マーク」は、「登録マーク」より、大きく目立ってはならない。
<b>4. 登録証</b>	
	「登録組織」は、顧客等から要求があれば、「登録証」のコピーを提供してもよい。但し、「登録証」又はその一部を、誤解を招く方法で使用してはならないし、他社による使用も許してはならない。コピーした「登録証」の誤用や乱用を防ぐために、以下の事項を遵守すること。
a)	(1) 「登録証」の所有権は、ASR に帰属するものとする。 (2) 「登録組織」は、「登録証」のコピーが「写し」であることを明確にすると共に、提出先を明確にしておかななければならない。 (3) 「登録組織」は、「登録証」のコピーを適切に取り扱うよう、提供先に伝えなければならない。
<b>5. 有効期間</b>	
a)	「登録証」は、「登録組織」のマネジメントシステムが、認証の要求事項に適合し、維持されていることを条件に有効である。

b)	「登録マーク」、「認定シンボル」、及び「認定マーク」は、認証の有効期間内に限り使用することができる。
<b>6. 違反に対する処置</b>	
a)	「登録組織」が、本付属書 1 認証の地位の不適切な引用、若しくは<登録証>、マーク、シンボル、又は審査報告書の誤解を招く使用等、本使用条件に違反した場合、ASR は、相応の処置（修正及び是正処置の要求、認証の一時停止又は取消し、「登録マーク」、「認定シンボル」、及び「認定マーク」の使用を禁止し、「登録証」の回収、違反の公表、並びに、必要に応じて法的処置等）を講じる。
<b>7. 広告物の修正及び使用中止（「登録マーク」、「認定シンボル」、及び「認定マーク」の使用中止）</b>	
a)	認証の一時停止の場合、「登録組織」はその認証の更なる宣伝を自制しなければならない。
b)	認証の取消し、辞退など、「登録組織」の認証が終結する場合、その理由の如何に拘わらず、「登録組織」は、ASR の通知に基づき、「登録組織」が認証された地位の引用を含む全ての広告物の使用（「登録マーク」、「認定シンボル」、及び「認定マーク」の使用を含む）を直ちに中止しなければならない。 なお、認証が終結する場合は、「登録マーク」、「認定シンボル」、及び「認定マーク」が表示された資料の在庫を確実に廃棄する、又はその在庫の資料から「登録マーク」、「認定シンボル」、及び「認定マーク」を消し去る処置をとらなければならない。
c)	「登録マーク」、「認定シンボル」及び「認定マーク」の使用が ASR にとって受け入れがたいものである場合、又、マネジメントシステム認証された「登録組織」の権限に関する説明等の表現が、誤解を招くと ASR が判断した場合、「登録組織」は、ASR の申入れに基づき、認証を引用しているすべての宣伝・広告を中止し、「登録マーク」、「認定シンボル」、「認定マーク」、及び「登録証」の使用を中止しなければならない。また、認定機関が、「認定シンボル」及び「認定マーク」の使用に対して受け入れがたいものであると判断した場合も同様に、「認定シンボル」及び「認定マーク」の使用を中止しなければならない。
d)	認証が縮小された場合、「登録組織」は、全ての広告物を修正しなければならない。

## 〔制定・改訂履歴〕

日付	履 歴
2000-05-15	制定
2009-07-17	(1) 6.4 (4) D 指摘を<その他の不適合>に名称を変更 (2) 7.4 に(4) <その他の不適合>を追加 (3) 労働安全衛生マネジメントシステムを追加
2009-12-16	(1) 15. 機密保持の記載内容の見直し
2010-04-01	文書番号廃止に伴う見直し
2010-7-1	登録決定会議名称変更、9.5 及び 10.1 項の間違い訂正
2011-1	ASR の所在地変更（表紙）、ASR 審査登録規則の最新版を HP に記載を追加（2.ASR の認証業務）及び審査料金・費用の様式変更（16.審査登録料金及び費用）
2011-03-01	マネジメントシステム審査登録の手引きの廃止、清刷の提供ファイル形式を eps から ai に変更 （付属書 1-1.2 清刷の提供）
2011-04-01	RvA EMS 取得に伴う「登録マーク」、「認定シンボル」、及び「認定マーク」の使用例、並びに使用形態の変更
2011-08-01	JIPDEC 新認定シンボルの変更による改訂、付属書 1、1.4 項 2 b) 清刷りの管理の明確化